

いじめ問題対策連絡協議会条例

(平成26年3月27日宮城県条例第5号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、宮城県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、教育委員会が指名する学校(法第2条第2項に規定する学校をいう。)、教育委員会、教育委員会が指名する児童相談所、県の区域を管轄区域とする法務局、県警察その他教育委員会が指名するいじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。)に関する機関及び団体の長又はその指名する者をもって構成する。

(協議の結果の尊重)

第3条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。